

# 小笠原国立公園管理計画書

平成 1 3 年 1 月

環境省自然環境局  
南関東地区自然保護事務所

# 目 次

|                          | ページ |
|--------------------------|-----|
| はじめに .....               | 1   |
| 第1 小笠原国立公園の概要 .....      | 1   |
| 第2 管理計画設定方針 .....        | 7   |
| 第3 小笠原国立公園管理計画区 .....    | 7   |
| 1 管理の基本的方針 .....         | 7   |
| (1) 保護に関する方針 .....       | 7   |
| (2) 利用に関する方針 .....       | 10  |
| 2 風致景観の管理に関する事項 .....    | 14  |
| (1) 許可、届出等取扱方針 .....     | 14  |
| (2) 公園事業取扱方針 .....       | 18  |
| 3 地域の開発、整備に関する事項 .....   | 21  |
| (1) 自然景観の復元整備 .....      | 21  |
| (2) 自然公園施設 .....         | 21  |
| (3) 一般公共施設 .....         | 21  |
| (3) その他の開発行為 .....       | 21  |
| 第4 利用者の指導等に関する事項 .....   | 22  |
| 1 自然解説 .....             | 22  |
| 2 利用者の誘導、規制 .....        | 22  |
| 3 利用者の安全対策 .....         | 22  |
| 4 快適な利用の維持対策 .....       | 23  |
| 第5 地域の美化修景に関する事項 .....   | 23  |
| 1 美化清掃 .....             | 23  |
| 2 修景緑化計画 .....           | 23  |
| 第6 その他関連事項 .....         | 23  |
| 資料                       |     |
| ホエールウォッチング協会自主ルール .....  | 25  |
| 小笠原地区海面利用協議会規約 .....     | 26  |
| 各種団体等一覧表 .....           | 28  |
| 許認可済標板様式 .....           | 29  |
| 小笠原カントリーコード .....        | 30  |
| 小笠原村キャンプ禁止地域に関する条例 ..... | 32  |
| 小笠原村飼いネコ適正飼養条例 .....     | 42  |

はじめに

小笠原国立公園は、東京の南方約1,000km～1,250kmの海上に散在する東京都小笠原村に属する聳島列島、父島列島、母島列島、北硫黄島の大小30余の島々からなる合計6,099ha（陸域）の地域で、昭和47年10月16日に国立公園として指定されている。

昭和50年5月17日には、南硫黄島が原生自然環境保全地域に編入されたことに伴い公園区域の一部変更が行われた。

行政区域としては、小笠原村の1村のみが関係することも小笠原国立公園の特徴である。

小笠原は、亜熱帯性の日本の代表的な海洋島であり、特異な地形地質そして多くの固有種を含む動植物が一体となって独自の生態系を展開している。

特に兄島は乾性低木林の群落地として知られ、小笠原諸島の中で最も原生的自然を色濃く残しており世界的にも貴重である。

小笠原国立公園の利用はスキューバダイビングをはじめ海の利用が主体であるが、近年では、アウトドアブームを反映し、ホエールウォッチング等野生動物の観察を対象とした利用も増加している。

しかし、一方では野生動物への不適切な観察の仕方として、オガサワラオオコウモリや鳥類では特に海鳥の営巣地等で過度の接近がある等、野生動物の生息に悪影響を与える行為が問題となっている。

また、本土からの動植物の持ち込みによる生態系のかく乱や、希少種となっている動植物の違法な捕獲・採取もあり、生態系全体としての保護について対策が必要である。

本管理計画は、このような地域の現況、特性を踏まえ、自然の保全と各種行為との調整の円滑化並びに快適な利用環境の創出を図り、また、自然を対象とした適正な公園利用の促進を図るなど地域の実情に適合した公園管理の方針を示すことを目的として作成するものである。

## 第1 小笠原国立公園の概要

### 1 自然環境

#### (1) 地形、地質

聳島、父島、母島の各列島は、古第三紀から新第三紀の初め頃（約4,500万年～2,000万年前頃）の海底火山が一度海面上に現れ、浸食で消滅した後、海底に残っていた堆積層が第四紀に隆起してできたものであり、北硫黄島、西ノ島は第四紀以降の活動による海底火山の頂部が海上にできたものである。

父島の千尋岩、母島の大崩湾等の海食崖、岬や小島しょ群の岩塔や岩礁等の海食地形が特色のある景観を構成している。

また、古第三紀始新世後期～漸新世（4,000万年～2,500万年前頃）に形成された石灰岩が離水後に溶食を受けて生じたカルスト地形として、父島列島南島の沈水カルスト地形や母島石門山周辺の石灰岩の溶食地形等に見られる。

特に父島列島南島は、海面が現在より低い時代に形成されたカルスト地形が現在の海面付近から海底下にかけて分布する貴重な地形である。

海底火山の活動の証拠としては、小港海岸など父島南西部と長崎展望台・宮之浜

など同島北東部に枕状溶岩が広く分布するが、これは、高温のかなり流動しやすい溶岩が海中で噴出した際、体積を最小にするため球状になろうとしながら周囲が水で急に冷やされて黒色ガラス質の殻が出来て、10cm～2m程の単位に分かれて積み重ねたように見えることに由来し、無人岩（Boninite）と名づけられている。

## （2）植物相

小笠原は、海洋に隔絶された亜熱帯性の島しょであるため、固有種が多く、小笠原に自生する維管束植物の40%余が固有種と考えられ、独自の生態系を構成している。

ミカン科のシロテツ属やキク科のワダンノキ属が属レベルで固有とされている。

小笠原に渡来した植物の起源は、東南アジア系のほかポリネシア系や日本本土由来のものもある。

小笠原諸島の自然林は、父島や兄島の乾性低木林と母島の湿性高木林で代表される。

父島中央稜線、中央山東平及び兄島中央台地には、父島列島固有の低木類や草本類が集中しており、多様性の高い林分となっている。特に兄島は、小笠原本来の生態系が残っている部分である。一方、海岸付近から主稜線に至るまでの急傾斜の乾燥した岩礫地には、シマシャリンバイ・オガサワラビロウ・ヤロードなどを主としたシマシャリンバイ低木林が成立している。ただし、両低木林には、アカテツ・アデク・モンテンボク・タコノキなどの共通種も多い。

母島でも低地には父島同様の低木林が存在するが、母島の桑ノ木山・石門山付近に残存しているシマホルトノキ・ウドノキ・モンテンボクなどの大径木が湿性高木林である母島の森林を特徴づけている。ここはまた、多くのシダ植物・ラン類・着生植物が生育している。標高400m以上の霧のかかりやすい主稜線部には、いわゆる雲霧林が発達し、その一部には母島特産でキク科の低木であるワダンノキ群落がある。

一方、小笠原諸島の海岸林は、オオハマボウ・クサトベラ・テリハボク・モモタマナなどの汎熱帯性樹種が中心となるが、面積は狭い。

父島の南崎や南島では、海岸付近に石灰岩が露出しており、コハマジンチョウ・アツバクコなど特異な植物群落が見られる。

父島、母島ともに近年は移入種（アカギ、ギンネム、リュウキュウマツ、モクマオウ等）により生態系に影響を及ぼすことが懸念されている。

特に母島の桑ノ木山では、アカギの侵入が著しく、本来の植生に多大な影響を与えている。

## （3）野生動物

小笠原に生息している在来の陸上哺乳類はオガサワラオオコウモリだけである。生息数は一時期減少したが、父島では増加しているとの報告がなされている。

海産哺乳類では、マッコウクジラやザトウクジラが回遊してくること及びバンドウイルカ、ハシナガイルカ等が通年生息していること等が広く知られている。

いくつかの島にはヤギがいるが、これらは家畜として飼われていたヤギが野生化したものである。その食害により、島によっては植生の消失により裸地化が進み、海洋生物等にまで悪影響が現れ、問題となっている。

同様に、野生化したブタがアオウミガメの卵を食い荒らしたり、野ネコが鳥類を捕食するなどの問題も指摘されている。

鳥類では、唯一の小笠原固有種であるメグロが母島に生息し、特別天然記念物に指定されている。固有種のおガサワラガビチョウ、おガサワラマシコ、おガサワラカラスバト及び固有亜種ハシブトゴイ等は既に絶滅して久しい。

メグロ以外には9種の陸鳥が知られており、おガサワラノスリ、アカガシラカラスバト、おガサワラハシナガウグイス、おガサワラヒヨドリ、おガサワラカワラヒワは小笠原特有の固有亜種である。このうち、おガサワラノスリ、アカガシラカラスバト、おガサワラカワラヒワは、個体数が少なく、絶滅の危機に瀕している。

また、小笠原は海洋島のため、コアホウドリ、クロアシアホウドリ、カツオドリ、アカオネツタイチョウ等多くの海鳥類の繁殖地となっている。

陸産の爬虫類や両生類は、固有亜種のおガサワラトカゲ以外、何らかの人為活動に伴い島に侵入したものと考えられる。ホオグロヤモリ、おガサワラヤモリ、ブラーニメクラヘビ、オオヒキガエル、アノールトカゲ等いずれも本州には分布しない亜熱帯性の種である。

近年、グリーンイグアナ、アカウミガメも持ち込まれ定着しつつある。

なお、海産のアオウミガメは、開拓当時に比べ来遊数は大幅に減少しているものの日本最大の繁殖地となっている。しかし、街灯等の照明により産卵時の親ガメが上陸を避けたり、孵化した子ガメが海と陸を間違える等の影響が出ており問題となっている。

魚類では、熱帯・亜熱帯種を主に一部温帯種が加わっており、沿岸性、沖合性魚類は97科801種が認められる。小笠原固有種や小笠原以外の地域ではあまり見られない種も含まれている。

また、これら魚類と密接に関係しているサンゴ類については、ミドリイシ類、ダイノウサンゴ属、キクメイシ属等が見られるが、造礁サンゴ類は少なくとも16科、約200種が生息している。今後の調査により更に多くの種が確認される可能性もある。

一般に、小笠原諸島は水深が急に深くなり、潮流が早いためサンゴ礁の発達は良くないが、二見湾のスギノキミドリイシの大群集、兄島滝之浦・兄島瀬戸のリュウモンサンゴの群集、母島北港・東港など、発達したサンゴ礁も存在する。

近年、父島でも降水量が多い時には赤土流失が起きており、その影響が懸念されている。

一方、造礁サンゴ類を住みかとする無脊椎動物も非常に多いが、本格的な調査はまだ十分には行われていない。

昆虫類では約900種知られるが、未知のものを含めると1000種以上に達するであろう。このうち小笠原固有種は約280種を数え、3分の1近くが小笠原固有種ということになる。しかし、昆虫類の中には人間の持ち込んだ種も少なくないので、こうした移入種を除くと、固有種の比率は更にアップする。自力で、または気流に乗ってやってくる種は別として、それ以外の昆虫はほとんど固有種と言っても良いくらいである。

固有種の中でよく知られる昆虫としては、おガサワライトトンボ、ハナダカトンボ、おガサワラトンボ、シマアカネ、おガサワラセスジゲンゴロウ、おガサワラツヤハナバチ、おガサワラシジミ（以上天然記念物）、おガサワラハンミョウ、おガサワラネブトクワガタ、おガサワラチビクワガタ、おガサワラタマムシ、おガサワラヒラタカミキリ、おガサワライカリモントラカミキリ、ハハジマヒメカタゾウムシなどがある。

陸産貝類については、100種以上が報告されているが、90%以上が固有種を

占める。オガサワラヤマキサゴ属、オガサワラキセルガイモドキ属、エンザガイ属など7つの固有属が存在する。いずれの固有種も近年激減しており、絶滅したとみられるものも多く、調査に基づき保護対策を検討する必要がある。

#### (4) 気象

小笠原は北緯27度44分から26度34分までの広がりを持ち、ほぼ同緯度の沖縄と並んで亜熱帯に属する。

父島での観測によれば、年間平均気温は22.9℃であり、月平均最低気温は2月の17.7℃、月平均最高気温は8月の27.5℃である。

一方、年降水量は父島での平均が1,261mmであり東京都(1,405mm)よりやや少ない程度である。

#### 小笠原の気温及び降水量

月別及び年平均気温と月別及び年降水量 統計期間1969～1990

(父島気象観測所)

| 月         | 1    | 2    | 3    | 4    | 5     | 6     | 7    | 8    |
|-----------|------|------|------|------|-------|-------|------|------|
| 気温<br>℃   | 18.1 | 17.7 | 18.6 | 20.9 | 23.0  | 25.7  | 27.2 | 27.5 |
| 降水量<br>mm | 77.7 | 64.4 | 66.8 | 89.3 | 168.1 | 127.7 | 70.6 | 89.3 |

| 月         | 9     | 10    | 11    | 12    | 全年     |
|-----------|-------|-------|-------|-------|--------|
| 気温<br>℃   | 27.3  | 25.9  | 23.1  | 19.9  | 22.9   |
| 降水量<br>mm | 110.5 | 136.5 | 148.2 | 112.1 | 1261.1 |

#### 小笠原の気象に関する記録

(父島気象観測所)

|      |                                                      |                                      |
|------|------------------------------------------------------|--------------------------------------|
| 気温   | 最高33.8℃(1991.7.29)                                   | 最低7.8℃(1969.2.8)                     |
| 気圧   | 平均1014.7hPa                                          | 最低932.5hPa(1983.11.7)                |
| 年降水量 | 年最高1,875mm(1989)<br>月最高603mm(1997.11)                | 年最低750.5mm(1971)<br>月最低1.0mm(1987.7) |
| 風速   | 最大瞬間風速59.7m/s<br>(1986.9.28)                         | 平均1月3.4m/s<br>8月3.9m/s               |
| 台風   | 年平均6.1回(1951～1997)<br>年間の最多回数(父島から500km圏内) 13回(1960) |                                      |

#### (5) その他人文景観等

1543年(天文12年)スペインのサン・ファン号がフィリピンを出航して東に航行中、三つの島を発見し「火山列島」と命名したが、飲料水が乏しくなっていたので、上陸を断念してフィリピンに帰港した。これが、小笠原諸島発見の最初の記録である。

また、1593年(文禄2年)、信濃国深志の城主小笠原長時の孫貞頼が無人島を発見し、徳川家康が「小笠原島」と命名したことが伝承されている。

小笠原諸島の最初の定住者は、1830年(文政13年)、ハワイから父島に移住した20数名の欧米人である。

日本人の定住は1861年(文久元年)、八丈島からの移住が最初である。本格的な移住は1876年(明治9年)、内務省出張所の開設に伴う農業者の移住以降であり、日本人による開拓の歴史がこの時始まった。

小笠原が国際的に日本の領土と認められたのは、1876年(明治9年)であり、1880年(明治13年)から東京府の管轄となった。

明治から戦前にかけて、小笠原諸島の開発は、活発に行われ、ピーク時の人口は約7,700人を数えた。

しかし、太平洋戦争の戦況が不利になった1944年(昭和19年)、住民6,886人は強制的に本土に疎開させられ、戦前の歴史は幕を閉じることになった。

1946年(昭和21年)に小笠原諸島は、米国の直接統治下に置かれ、欧米系の住民(129人)が帰島したのみで、その後、20数年間放置された。

1968年(昭和43年)に小笠原諸島の日本への復帰が実現し、その後は国及び東京都によって復興・振興策が継続して実施され今日に至っている。

#### (6) 利用の現況

本地域は、亜熱帯の遠隔の離島の特異な植生や地形、海中景観等の自然探勝やホエールウォッチング、ドルフィンウォッチング、トレッキング、シーカヤック、カヌー等自然体験型のレクリエーションの場として、利用者は増加しているが、公共交通機関は、6日に1便、片道26時間の船便(おがさわら丸・小笠原海運(株)6,679トン旅客定員1,031名)のみであり、利用者は年間2万2千人(平成9年)程度である。

### 2 社会経済的背景

#### (1) 土地所有別(小笠原国立公園内)

本地域は、国有地が80.5%、公有地が3.5%、民有地が16.0%となっている。

(国有地5,089ha、公有地220ha、私有地1,010ha)

#### (2) 人口及び産業

東京都小笠原村の定住人口は公園外の集落部を含んで現在、約2,400人。第1次産業従事者が3.4%、第2・3次産業従事者は全体の96.6%を占めている。

### 3 小笠原国立公園の公園計画の概要

#### ○公園計画

昭和47年10月16日

小笠原国立公園の区域指定、保護（地種区分）及び利用計画の決定、特別地域、特別保護地区、海中公園地区の指定

昭和50年5月17日

原生自然環境保全地域に編入のため、一部地域（南硫黄島）の削除

### 4 都道府県別面積

（単位ha）

|                   |
|-------------------|
| 東京都               |
| 6,099<br>(100.0%) |

### 5 地種区分別面積

（単位ha）

| 特別保護地区                    | 特 別 地 域                   |                           |                      |                           | 普通地域                 | 合 計                      |
|---------------------------|---------------------------|---------------------------|----------------------|---------------------------|----------------------|--------------------------|
|                           | 第1種                       | 第2種                       | 第3種                  | 小 計                       |                      |                          |
| 2,474<br>(40.6%)<br>2,474 | 1,022<br>(16.7%)<br>1,022 | 2,043<br>(33.5%)<br>2,043 | 241<br>(4.0%)<br>241 | 3,306<br>(54.2%)<br>3,306 | 319<br>(5.2%)<br>319 | 6,099<br>(100%)<br>6,099 |

（単位ha）

|               |
|---------------|
| 海中公園<br>地区    |
| 1地区7カ所<br>463 |

### 6 土地所有別面積

（単位ha）

| 国有地              | 公有地       | 私有地              | 合 計             |
|------------------|-----------|------------------|-----------------|
| 5,089<br>(83.4%) | 0<br>(0%) | 1,010<br>(16.6%) | 6,099<br>(100%) |

## 第2 管理計画設定方針

本公園は、地理的及び風致景観の特性等まとまりがあるため1管理計画区とする。

## 第3 小笠原国立公園管理計画区

### 1 管理の基本的方針

#### (1) 保護に関する方針

##### ア 風致景観の特性及び保全対象

小笠原国立公園は、海洋性の亜熱帯気候に属し、大陸から隔絶されているため、固有の動植物が多く、「東洋のガラパゴス」と呼ばれ、学術的にも、生態系の保全及び生物の多様性保全の上からも極めて重要な地域である。

植物では、自生種の約4割が固有種とされている。

動物では、母島列島にのみ生息するメグロは特別天然記念物に指定され、オガサワラオオコウモリ、さらに陸産貝類、オカヤドカリ、カサガイ、また、多くの昆虫類が天然記念物に指定されている。

父島の千尋岩、母島の大崩湾等の海食地形、父島南島の沈水カルスト地形や母島石門山の石灰岩溶食地形及び枕状溶岩や大型有孔虫の貨幣石を含む地層など特色のある地形・地質が多い。

これら小笠原の地形、そこに形成される生態系は、島の規模が小さいため、島のどこをとっても代替性が乏しく、原則的には、すべての環境が保全の対象とされなければならない。

このため、各種行為にあつては、公益上必要と認められるものなど必要最小限とし、風致景観や野生動植物に及ぼす影響が極力少なくなるよう、具体的な計画について十分調整を図るものとする。

##### イ 保全対象の保全方針

| 保 全 対 象                                                                                                                                             | 保 全 方 針                                                                                                                                                                  |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| せんじん 千尋岩、 <sup>たつみ</sup> 巽湾、東部<br>海岸、 <sup>やぎゅうさん</sup> 野羊山及び三日<br>月山（以上父島）<br>母島・大 <sup>おおくずれ</sup> 崩湾、南部<br>海岸（以上母島）<br><br>（特別保護地区及び第<br>1種特別地域） | 優れた自然景観を呈している海食地形と、シマシャリンバイ低木林を主とする海岸急傾斜地等の森林は、小笠原を代表する自然景観の重要な役割を担っているだけでなく、小笠原の固有種の多くを有する貴重な森林であり、厳正な保護を図る。                                                            |
| 南島（父島）<br><sup>せきもん</sup> 石門（母島）<br><br>（特別保護地区）                                                                                                    | 石灰岩質の土地が、雨などで浸食されて特異な地形となったカルスト地形である母島・石門山及び後氷期の海水準上昇により水没した沈水カルストの父島南島については、自然景観の厳正な保護を図る。<br><br>また、父島南島は海鳥の営巣地として、また、アオウミガメの孵化率の高い産卵場としても貴重な場所であり、地域一帯の自然景観の厳正な保護を図る。 |

|                                                                                |                                                                                                                            |
|--------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>父島・初寝山及び稜線部<br/>母島・中央部及び南部</p> <p>(特別保護地区並びに第1種、第2種及び第3種特別地域)</p>           | <p>父島の乾性低木林及び母島の湿性高木林には、小笠原固有の貴重な植物の多くが集中して生育し、優れた自然景観を呈しており、風致景観の厳正な保護を図る。</p>                                            |
| <p>兄島</p> <p>(特別保護地区及び第1種特別地域)</p>                                             | <p>兄島内陸部は、小笠原固有の生態系が残されている地域であり、希少植物、昆虫、陸産貝類の<u>厳正な保護</u>を図る。</p>                                                          |
| <p>上記以外の父島列島並びに鴛島諸島及び母島南部諸島等の付属諸島</p> <p>(特別保護地区及び第2種特別地域)</p>                 | <p>優れた島しょ景観であるばかりでなく、汎熱帯性樹種の海岸林や周辺植生には小笠原固有の貴重な植物の多くが生育し、優れた自然景観を呈しており、風致景観の厳正な保護を図る。</p>                                  |
| <p>北之島諸島、西之島、北硫黄島</p> <p>(特別保護地区及び第2種特別地域)</p>                                 | <p>優れた島しょ景観であるばかりでなく、小笠原固有の貴重な植物の多くが生育し、かつ、海鳥の生息地として貴重な場所であることから、海鳥の営巣地となっている地域一帯の自然景観の厳正な保護を図る。</p>                       |
| <p>海中景観</p> <p>兄島瓢箪島、人丸島地先・兄島瀬戸・南島沈水カルスト地形<br/>母島御幸之浜、平島地先</p> <p>(海中公園地区)</p> | <p>造礁サンゴ類が繁殖し、主として熱帯・亜熱帯の海洋生物が豊富に生息しており、これらの優れた海中景観の厳正な保護を図る。</p> <p>また、南島沈水カルスト地形は、学術的にも貴重な海中地形であることから、海中景観の厳正な保護を図る。</p> |
| <p>父島二見岩周辺、母島北港、東港地先</p> <p>(海面普通地域)</p>                                       | <p>造礁サンゴ類が繁殖し、亜熱帯の海洋生物が豊富に生息している。</p> <p>このため、海洋生物の保護に留意する。</p>                                                            |

#### ウ 希少野生動植物種の保護増殖事業

環境省、東京都が連携し、(財)小笠原海洋センター及び大学等研究機関の協力を得て、小笠原諸島における絶滅のおそれの高い固有植物種を対象として、その生育状況や生育特性を把握しつつ、栽培施設等で育成増殖、自生地への苗の植栽等を行うことにより、保護増殖を図る事業を実施しており、これら事業の推進を図るものとする。

なお、これ以外の種については、必要に応じて調査を行い、同様の事業を検討する。

#### エ 移入種による影響の対策

離島である小笠原には、飛行機・船舶により、他の地域から本来小笠原に生育・生息していない動植物が人によって持ち込まれ、在来の生態系に影響を及ぼしている。ヤギ、アカギ及びギンネム等の侵入による環境破壊、ネコによる鳥類の捕食、オオヒキガエルによる地表性小動物や灯火飛来昆虫の捕食、移入種と生活型の類似する在来種との競合、勢力拡大による在来種への圧迫など、さまざまな例が挙げられる。

ヤギについては、土壌流失の防止や植生保護の観点から調査検討の上、適切な方法により、東京都が捕獲しているので、今後も東京都の事業としての実施を推進する。

アカギについても、植生保護の観点から調査検討の上、適切な方法により排除を図るものとする。

なお、その他の動植物についても、島外の動植物が持ち込まれることにより小笠原の貴重な生態系を損なうことがないように、動植物が紛れ込んでいる可能性のある木材、土、各種製品を船舶事業者や関係機関の協力を得て、極力排除するよう努めるとともに、利用者により極力持ち込まれないよう周知徹底に努める。また、ペットについては、野生化したペットによる生態系の影響が懸念されていることから、各般の対策が講じられるよう地元自治体等関係機関に協力を呼びかける等に努めるものとする。

また、生態系を攪乱するおそれがある種については、調査研究等に基づき、個別に取扱いを検討し対策を講ずるものとする。

## (2) 利用に関する方針

### ア 利用の特性及び利用方針

小笠原国立公園の利用は海洋レクリエーションが主である。

これらの利用が集中する夏期には、船舶の錨によるサンゴ類の破壊やホエールウォッチング等の利用増加に伴い、クジラ等の脅威となる行為も見受けられ、自然環境への悪影響が懸念されている。

この他、全島に共通する利用を制限若しくは利用にあたり留意すべきものとしては、「キャンプの禁止」「モーターボートの適正利用」「登山道へのオフロード車の乗入れ禁止」が挙げられる。

これらの問題については、関係機関等の協力を得ながら、利用マナーの周知を図る等対策を検討する。

小笠原国立公園の公園利用は、狭い島々に貴重な自然が多く存在することに鑑み、極力人為的な影響を抑える必要があり、当面、公園利用者の上陸可能な父島、母島及びその周辺海域を対象とする。

主な利用対象地区は次表のとおりとする。

(海域及び海浜)

| 地域名 | 主な利用対象地区                             | 利 用 方 針                                                                                                                                                                                                                            |
|-----|--------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 父 島 | 宮の浜海岸<br>境浦海岸<br>小港<br>コペペ海岸         | <p>海中には造礁サンゴ類が繁殖し、魚類も豊富である。</p> <p>海浜を中心に、海水浴利用が主体であるが、自然への理解を深めるための施設の整備を行い、さらに自然とのふれあいを進め、海洋利用の初心者向けの活動を推進する。</p> <p>ただし、海浜利用に関しては、ウミガメ等野生動植物の保護に留意する。</p>                                                                       |
|     | 初寝浦<br>巽湾（西海岸）<br>ブタ海岸<br>ジョンビーチ     | <p>既に、船舶による立ち寄り利用や、少数の陸路利用の他、本格的なスキンドайビング等の利用がなされている。</p> <p>海中には造礁サンゴ類が繁殖し、魚類も豊富であるが、ウミガメ等野生動植物の保護に留意しつつ、海浜利用を図る。</p> <p>到達するための歩道が十分整備されていないため陸路からの利用が困難である箇所が見受けられる。</p> <p>しかし、歩道整備は指導標等最小限の整備に止め、徒歩利用の場合は、ガイド同伴による利用を図る。</p> |
|     | 海中公園地区<br>（3号・4号）<br>兄島瀬戸<br>（5号） 南島 | <p>船舶による遊覧の他、スキンドайビング等の利用がなされる地区であるため、錨による造礁サンゴ類の破壊防止を図るために係留ブイ等の整備を検討する。</p>                                                                                                                                                     |

|     |                                           |                                                                                                                                                                                                                                                                                                        |
|-----|-------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 母 島 | 西浦・長浜<br>御幸浜・南京浜<br>万年青浜<br>蓬莱根<br>南崎     | <p>既に、陸域から旧道を利用してスキンドайビング等の利用がなされている。</p> <p>海中には、造礁サンゴ類が多く、魚類が豊富であるが、ウミガメ等野生動植物の保護に留意しつつ、海浜の利用を図る。</p> <p>なお、御幸浜・南京浜では貨幣石という大型の有孔虫の化石も見られる。そのため、環境教育の場として活用を図る。</p> <p>南崎の沖合は潮流が早いので、海洋利用に当たっては安全に十分留意した上で、海浜を中心に自然に親しみ、自然への理解を深めるような事業を推進する。</p> <p>ただし、カツオドリの営巣地があるため、営巣地及びその周辺は、利用を制限する必要がある。</p> |
|     | 海中公園地区<br>(6号)<br>御幸浜地先<br>(7号)<br>平島北部地先 | <p>船舶による遊覧の他、スキンドайビング利用がなされる地区であるため、錨による造礁サンゴの破壊防止や海中環境の保護を図るために、係留ブイ等の整備を検討する。</p>                                                                                                                                                                                                                   |

(陸域)

| 地域名 | 主な利用対象地区                                            | 利 用 方 針                                                                                                                                         |
|-----|-----------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 父 島 | 三日月山北麓<br>旭山<br>中央山展望台<br>長崎展望台<br>初寝浦展望台<br>中山峠展望台 | 父島の展望台で、周囲の海洋や島々を望む他、ホエールウォッチング等の利用がされている主要な利用拠点となっている。<br>必要に応じ、利用者のための休憩施設、トイレ及び標識を整備する他、小笠原国立公園の自然について、解説板等でわかりやすく案内や解説を行うものとする。             |
| 母 島 | 境ヶ岳<br>桑ノ木山                                         | 島の主要な利用拠点であるが迷いやすいため、ガイド同伴の利用を進め、単独入山の危険について周知を図るものとする。<br>また、興味地点の自然について、解説板等でわかりやすく案内や解説を行うものとする。                                             |
|     | 乳房山                                                 | 貴重な固有種が生育しており、少グループによる環境教育を行う地域として、周囲の生態系に配慮しながら利用を図るものとする。                                                                                     |
|     | 新夕日ヶ丘<br>小剣先山<br>鮫ヶ崎<br>スリバチ展望台<br>小富士展望台           | 母島の展望台で、周囲の海洋や島々を望む他、ホエールウォッチング等の利用がされている主要な利用拠点となっている。<br>島の主要な利用拠点であるため、必要に応じ、利用者のための休憩施設、トイレ及び標識を整備する他、小笠原国立公園の自然について、平易な解説板等で案内や解説を行うものとする。 |

イ 利用施設の整備及び管理方針

利用施設の整備は、自然環境をそこなわない範囲の位置、規模を基本にし、自然環境の現状、影響を十分把握して適切に行うものとする。

小笠原国立公園の利用は海洋レクリエーションが主であり、利用が特定の地区に集中することから、海浜の利用施設は、環境・景観にも配慮した規模、工法及びデザインとする。歩道については、自然環境に留意しつつ安全、快適な利用を推進するため既存歩道の再整備を中心とし、歩道以外の区域への立入り防止のための柵の設置やデザインを統一した標識等の整備を図るものとする。

#### ウ 利用の指導及び利用規制方針

##### ① 利用者の安全対策

関係機関とともに海浜の園地、休憩所等の適切な整備と維持管理に努める。

また、登山道については、周辺の自然環境に留意しつつ、事故防止のため指導標、安全柵の設置、点検等を行い、登山道の状況等を適切に把握するよう努める。

##### ② 利用指導方針

- ・ 動力に頼らず、主に歩くことや海に潜る利用を通して、自然に親しむ利用の推進を図るものとする。
- ・ 公園利用マナーの向上を図るものとする。
- ・ 自然情報、自然に親しむためのプログラム等についての多様な情報の提供を行い、ガイドの育成や環境教育の場として活用することにより、上記項目の推進を図るものとする。

##### ③ 利用規制方針

関係自治体、自然公園指導員、公園事業執行者、船舶事業者、ツアー業者等に広く協力を求め、自然保護思想や公園利用マナーの普及啓発を図る。

## 2 風致景観の管理に関する事項

### (1) 許可、届出等取扱方針

#### ア 特別地域に係る取扱方針

特別地域内における各種行為については、自然公園法の行為許可申請に対する審査基準として、「国立公園の許可、届出等取扱要領」（平成12年3月30日付け環自国第180-1号自然保護局長通知）第5に規定するとおり、自然公園法施行規則第11条に規定する許可基準及び「自然公園法の行為の許可基準の細部解釈及び運用方法について」（平成12年8月7日付け環自国第448-3号自然保護局長通知）において定める基準の細部解釈によるほか、下記の取扱方針によるものとする。

| 行為の種類           | 取 扱 方 針                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        |
|-----------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 1 工作物<br>(1)建築物 | <p>①基本方針</p> <p>(1) 学術研究その他公益上必要と認められるもの並びに自然公園法施行規則第11条第2項及び第3項に適合するもの以外の建築物は原則として認めない。</p> <p>(2) 建築物の規模、配置、デザイン、色彩等は、周辺の自然景観が主体となるよう、控え目でかつ周辺の自然環境と調和が図られるものとする。</p> <p>(3) 木竹の伐採や土地の形状変更を伴う行為で、改変面積1,000㎡をこえる行為は、野生生物に与える影響を事前に調査し、影響が大きい場合は認めないものとする。</p> <p>②一般事項</p> <p>(1) 背景となる海の水平線や山の稜線を工作物の屋根及び外壁の線でさえぎらないこと。（視点は主要利用地点及び主要利用道路とする。）</p> <p>(2) 工事により裸地が発生する場合は、調整池を設置する等の措置を講じ、雨水処理を適切に行い、周辺水域に表土が流失することのないようにすること。</p> <p>(3) 排水は、浄化槽等により適切に処理される計画であること。</p> <p>(4) 木竹の伐採や土地の形状変更の行為に伴い生じる裸地等には、当該地域に生育する植物と同種の植物により緑化を行うこと。</p> <p>(5) シロアリへの対策を講ずる場合は、環境への影響に配慮すること。</p> <p>(6) 夜間照明の設置は、野生動植物に与える影響が大きいことから必要最小限とし、必要な箇所以外に光が漏れないよう配慮すること。</p> <p>(7) 外部意匠</p> <p>1. 屋根</p> <p>ア 原則として切妻等の勾配屋根とすること。</p> <p>イ 原則として色彩は焦げ茶色及び暗緑色とすること。</p> <p>2. 壁面</p> <p>色彩は原則としてベージュ色又は茶系色及び明灰色系とすること。</p> |

|            |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      |
|------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| (2)道 路     | <p>①基本方針</p> <p>原則として、道路の新設は認めないものとする。</p> <p>ただし、農漁業の用に供されるもので車道を設ける以外にその目的を達成することが困難と認められるものはこの限りでないが、農漁業の用に供されるものであっても、風致景観上の支障が最小限となるよう配慮すること。</p> <p>既存道路の増、改築については、公益上必要と認められる場合に限ることとし、幅員については最小限とすること。</p> <p>なお、舗装は、浸透舗装、浸透雨水枡等を使用し、雨水の適切な処理に留意すること。</p> <p>また、路面は必要に応じ移動性の小型動物を保護する構造を検討すること。</p> <p>②附帯施設の取扱い</p> <p>(1) 交通安全施設はガードケーブル、ガードパイプを使用し、色彩は、焦げ茶色又は灰色（亜鉛メッキ）とすること。</p> <p>(2) 側溝は、小動物の移動を助けるため、原則としてU字側溝は避けL型側溝等を用いること。</p> <p>(3) 産卵期等動物が集団移動することが事前に明らかな期間については、これらを保護する対策を検討すること。</p> <p>特に、アオウミガメの上陸行動、孵化した稚ガメの入海行動に影響が出るおそれのある場合は、これらを保護する対策を検討すること。</p> <p>(4) 道路照明は、野生動物に与える影響が少ない光源とし、位置についても配慮すること。</p> <p>特にアオウミガメの産卵上陸行動、孵化稚ガメの入海行動の妨げとなる照明の設置は認めないものとする。</p> <p>③法面処理方法</p> <p>(1) 線形を地形に順応させる等により、法面の面積や高さを最小限度とすること。</p> <p>(2) 擁壁は、原則として自然石、自然石を模したブロック、その他風致景観に配慮した工法を用いること。</p> <p>やむを得ずコンクリート擁壁を用いる場合には、壁面を自然石に模した表面仕上げとすること。</p> <p>(3) 法面の緑化手法については、生態系及び風致景観に極力影響を与えないよう適切、かつ早期の植生回復に配慮すること。</p> <p>なお、修景植栽の種類については、別表に従って緑化するものとする。</p> <p>④残土処理方法</p> <p>設計に際して、残土は極力発生しないよう計画すること。やむを得ず発生した残土は公園区域外に搬出する等適切に処理すること。</p> |
| (3)砂防、治山施設 | <p>基本方針</p> <p>原則として、災害防止等公益上必要と認められるもので、自然景観と周辺の自然環境に配慮した工事を行うものとする。</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            |
| (4)海岸護岸施設等 | <p>①基本方針</p> <p>原則として、公益上必要と認められるもので、野生動植物への</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     |

|                                                                       |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               |
|-----------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|                                                                       | <p>影響及び風致景観への影響が大きいものは、設置を認めないものとする。</p> <p>②附帯施設の取扱い</p> <p>アオウミガメの上陸行動、孵化した稚ガメの入海行動の妨げとなる護岸及び照明の設置は認めないものとする。</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           |
| 2 広告物等の掲出又は設置                                                         | <p>基本方針</p> <p>原則として許可しないものとする。</p> <p>ただし、美化清掃に関するもの等で、掲出の目的上必要と認められるものにあつてはこの限りでない。</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     |
| 3 土石の採取                                                               | <p>基本方針</p> <p>災害防止、学術研究(期間、数量を定めたものに限る。)のため等、特に必要なもの以外は原則として許可しないものとする。</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  |
| 4 木竹の損傷、木竹以外の植物の採取若しくは損傷若しくは落葉若しくは落枝の採取又は動物の捕獲若しくは殺傷若しくは動物の卵の採取若しくは損傷 | <p>①基本方針</p> <p>(1) 学術研究(期間、数量等を決めたものに限る。)その他公共機関による保護増殖に必要な行為で当該地区以外の地域においてはその目的を達成できないと認められるもの以外は、原則として許可しないものとする。</p> <p>(2) 許可する対象者は、原則として、研究実績(研究・調査の実績及び経歴を証明できる学術的論文及び経歴書等を添付させる。)のあるものに限定するものとする。(収集を目的とする私人、営利企業者等は対象としない。)</p> <p>(3) 既存資料を活用できる場合は極力それを活用し、採取又は捕獲数を必要最小限とする。基本的には1種当たり3点以内に制限するものとする。</p> <p>ただし、動物の捕獲後再び放つ場合及び絶滅のおそれがないことが明らかな場合、公共機関による保護増殖に必要な行為で当該地区以外の地域においてはその目的を達成できないと認められる採取・捕獲は、この限りでない。</p> <p>(4) 全国的あるいは地域的に絶滅のおそれがある種については、採取・捕獲を許可しないものとする。</p> <p>ただし、公共機関による保護増殖に必要な行為で当該地区以外の地域においてはその目的を達成できないと認められる採取・捕獲は、この限りでない。</p> <p>(5) 長期にわたる行為については、全体計画を示し、期間は必要最小限とする。なお、申請は毎年とし、行為が継続する場合は、前年の状況と継続の必要性についての理由を明らかにすること。</p> <p>(6) 学術研究成果は、公園の保護管理に資するため南関東地区自然保護事務所に提出を行うものとする。</p> <p>(7) 環境省の植物版レッドリスト(平成9年8月28日 野生生物課)及び東京都の野生生物種目録(平成10年3月 環境保全局自然保護部)に記載された種については、外来種を除き、特に慎重に取り扱うものとする。</p> |

イ 普通地域に係る取扱方針

普通地域内の要届出行為については、特別地域内の行為の取扱い（規模に関するものを除く。）を参考として風景の保護上適切な配慮がされるよう指導する。

(2) 公園事業取扱方針

事業決定の内容及び「国立公園事業取扱要領」（平成12年3月30日付け環自国第179-1号）によるほか、下記の取扱方針によるものとする。

| 事業の種類    | 地 区 | 取 扱 方 針                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               |
|----------|-----|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 1 道路（車道） | 全路線 | <p>①基本方針<br/>車道の新築及び増改築に当たっては、安全性に配慮した上で、地形の改変が少ない線形とし、自然環境及び風致に与える影響を最小限に抑えるものとする。</p> <p>②附帯施設の取扱い<br/>2. (1). ア. 1. (2) 道路と同様とする。</p> <p>③法面処理方法<br/>2. (1). ア. 1. (2) 道路と同様とする。</p> <p>④残土処理方法<br/>2. (1). ア. 1. (2) 道路と同様とする。</p> <p>⑤管理方法<br/>(1) 路傍展望地点については、風致に支障のない範囲で、展望の確保に留意するものとする。<br/>(2) 指導標、案内板は、表示面等の補修等維持管理に十分配慮するとともに、老朽化した施設は、速やかに建て替えるものとする。</p>                                                                                                                                                                                |
| 2 道路（歩道） | 全路線 | <p>①基本方針<br/>道路（歩道）は、自然とのふれあい等望ましい公園利用を促進するための基本的な施設であり、適切な整備及び維持管理を行うものとする。<br/>(1) ルートは、単に最短距離で目的地に至るものではなく興味地点を有効につなぎ、沿線の自然とふれあい、自然を学習できるルートとするものとする。<br/>(2) 整備に当たり歩行者の安全確保に配慮するとともに、整備により周囲の自然環境に悪影響を与えないようにするものとする。<br/>(3) 風雨による浸食等により生じた裸地については、土留め等により土壌の安定化を図るとともに、植生回復のための必要な方策を検討し、適切に実施するものとする。<br/>(4) 沿道の興味地点には、快適に利用するための休憩施設等を設置するものとする。</p> <p>②附帯施設の取扱い<br/>ベンチ等附帯施設は、必要最小限の規模にとどめるものとし、利用性及び管理面を考慮するとともに、周辺の自然環境に調和するようなデザイン、材質、色彩とすること。<br/>(1) 建築物<br/>次の各号に掲げる要件に適合したものとすること。<br/>ア 規模<br/>原則として、平屋建てとし、最高部の高さは10m以下とすること。</p> |

|       |    |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    |
|-------|----|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|       |    | <p>イ 屋根</p> <p>(ア) 原則として切妻、寄棟の（オガサワラビロウ等を使用した）シュロ葺きとするが、シュロが使用できない場合、切妻、寄棟、入母屋等の勾配屋根とすること。</p> <p>(イ) 勾配は10分の2以上とすること。</p> <p>(ウ) 色彩は原則として茶系色又は明灰色系とすること。</p> <p>リ 壁面</p> <p>努めて自然材料を多用して、落ちついたものとする<br/>こと。</p> <p>なお、木材を使用する場合はシロアリに対する処理を行うこと。ただし、薬剤の使用については、環境への影響を配慮すること。</p> <p>また、自然材料以外の材料を用いる場合の色彩は、茶系色、ベージュ色、明灰色系とすること。</p> <p>(2) 標識については、関係機関等と協議の上、同一路線でのデザインの統一を図り、設置場所については、風致景觀に配慮するものとする。</p> <p>なお、規模、デザイン、色彩は、「自然公園等事業に係る公共標識の整備指針」（環境庁自然保護局1997年）を参考とすること。</p> <p>(3) 照明を設置する場合は、野生動物に与える影響が少ない光源とし、位置についても配慮すること。</p> <p>③管理方法</p> <p>(1) 管理体制を明確にするとともに、危険個所の点検及び草刈り、清掃等を定期的実施するものとする。</p> <p>(2) 利用によって生ずる歩道及び歩道周辺の植生破壊、地形の荒廃、動植物の採取等自然環境への影響の防止のため制札、立入禁止柵等の整備を図るものとする。</p> <p>(3) ゴミ箱等は、十分な管理と回収が可能な場所以外には、設置しないものとし、ゴミの投げ捨て防止、ゴミ持ち帰り運動のPRを図るものとする。</p> <p>タバコの投げ捨てについては、山火事発生の原因にもなることから特に注意を呼びかけるものとする。</p> <p>(4) 主要な路傍の展望地点等における展望の確保を図るものとする。</p> <p>(5) 設置した指導標は、巡視活動等を行い維持管理に十分配慮するものとする。また、老朽化した標識類は、設置者の責任において修理、更新を行うものとする。</p> |
| 3 園 地 | 全域 | <p>①基本方針</p> <p>園地は、利用の拠点となる重要な施設であり、公園利用の増進を図るため地域の特性を活かした施設を計画的に整備するものとする。</p> <p>②附帯施設の取扱い</p> <p>附帯施設は必要最小限の規模にとどめるものとする。休憩所、展望施設、公衆便所、駐車場、案内所等の便益施設を設置する場合には、利用性及び管理面を考慮するとともに、周辺の自然環境に調和したデザインとすること。</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     |

なお、施設の規模及びデザイン等については、次の各号に掲げる要件に適合したものとすること。

(1) 建築物

ア 規模

原則として、平屋建てとし、最高部の高さは10m以下とすること。

イ 屋根

(ア) 原則として切妻、寄棟の（オガサワラビロウ等を使用した）シュロ葺きとするが、シュロが使用できない場合、切妻、寄棟、入母屋等の勾配屋根とすること。

(イ) 勾配は10分の2以上とすること。

(ウ) 色彩は原則として茶系色又は明灰色系とすること。

ウ 壁面

努めて自然材料を多用して、落ちついたものとする。

なお、木材を使用する場合はシロアリに対する処理を行うこと。ただし、薬剤の使用については、環境の影響を配慮すること。

また、自然材料以外の材料を用いる場合の色彩は、茶系色、ベージュ色、明灰色系とすること。

(2) 標識類

園地全体として統一のとれたデザインとし、自然に対する理解を深め、利用の効果を高めるため適切に設置するものとする。なお、規模、デザイン、色彩は、「自然公園等事業に係る公共標識の整備指針」（環境庁自然保護局1997年）を参考とすること。

(3) 駐車場

風致上支障のない範囲内において、利用者数に見合った規模を確保するものとする。

(4) 照明施設については、防犯上必要に応じ設置する。

なお、海浜部において、照明施設を整備する場合は、低圧ナトリウム灯等、動植物への影響が少ないものを採用すること。

また、電撃殺虫機の使用は、極力避けるものとする。

③管理方法

(1) 管理体制を明確にするとともに、快適で安全な利用環境を維持するよう努めるものとする。

(2) 危険箇所及び自然環境等の保全上必要な場所には、防護柵、注意標識等を設置し、利用の安全及び自然環境の保全を図るものとする。

(3) ゴミ箱は、十分な管理と回収が可能な場所以外には設置しないものとし、ゴミの投げ捨て防止、ゴミの持ち帰りのPRを図るとともに、園路、広場の草刈り、園地内の清掃等を定期的実施するものとする。

(4) 展望台の展望方向は、良好な展望を確保するものとする。

(5) 遊休化した施設及び老朽化の著しい施設については、速やかに撤去するものとする。

### 3 地域の開発、整備に関する事項

#### (1) 自然景観の復元整備

小笠原本来の景観や潜在植生に近づけるよう努めるものとする。

#### (2) 自然公園施設

公園利用の拠点としての園地については、地域の自然とのふれあい拠点となるような施設の整備を図るものとする。

また、父島・母島の自然歩道利用に対して、沿線には園地等の利用施設の整備拡充を図るものとする。

さらに、安全な利用を図るために、指導標、解説板の再整備を図り、自然探勝等の利用促進に努めるものとする。

#### (3) 一般公共施設

都及び村が行う一般公共施設の整備については、前年度末までに、公共事業ヒアリング等により工事計画を把握し、公園計画との有効かつ円滑な調整を図るものとする。

#### (4) その他の開発行為

周辺の自然環境に与える影響が著しいと予想される大規模な開発については、環境影響調査を実施し、風致、植生、野生動物等の自然環境の保全に対して影響がないよう十分配慮するものとする。

また、小笠原の潜在植生に近づける修景緑化についての検討を行うものとする。

## 第4 利用者の指導等に関する事項

### 1 自然解説

本公園は、学術的にも貴重な自然を豊富に含む地域であり、自然公園の適正な利用の目的である自然を楽しみ、自然から学ぶ機会に恵まれている。

しかし、夏期には利用者が多いものの海洋レクリエーションに偏る傾向が顕著であるため歩道の利用を推進し、自然解説等の充実を図るものとする。

- (1) 環境省、東京都、村等が連携を図りつつ、自然解説を展開するものとする。
- (2) 自然に親しみ、健全な野外活動を促進するため、ビジターセンター（公園区域外・東京都設置）の協力を得て、上記（1）の活動を行うものとする。
- (3) 民間の事業者が、主体的に自然解説や利用者の指導を行えるよう、必要な支援、助言等を行うものとする。
- (4) 自然公園指導員や各種関係団体との連絡を密接に保ち、活動への適切な指導、協力を図るものとする。
- (5) よりきめの細かい利用指導や利用者の自然保護の盛り上がりが高まるよう、関係機関と連携を密にし自然公園指導員等ボランティアの積極的な活動の推進を図るものとする。

### 2 利用者の誘導、規制

#### (1) 誘導

小笠原国立公園の利用は、夏期の海洋レクリエーションに集中している。

一方、陸域についても小笠原独自の豊かな自然にふれあうための適切な利用を推進する必要がある。

現在の歩道は、未整備部分が多いので、今後、歩道及び案内板等の整備を行い、新たな利用促進に努める。

また、小笠原国立公園を適切に案内するガイドの育成を支援する。

#### (2) 規制

- ① キャンプ禁止の指導を徹底する。
- ② 固有種等貴重な植物の踏み荒らし、盗採等の防止を図るため、関係機関との連絡調整を密にするとともに、パトロール等を充実する。
- ③ 海鳥の保護のため、南島等の営巣地にみだりに踏み込まないよう対策を検討する。
- ④ ゴミの持ち帰り運動を徹底する。

関係自治体、自然保護団体、公園事業執行者等に広く協力を求め、自然保護や公園利用者のマナーを普及啓発させるための事業を推進する。

特に以下の点について重点的に取り組むこととする。

- ア 利用者に対し、ゴミや残飯等が野生動物に与える影響を理解させるとともに、「ゴミ持ち帰り運動」をより一層推進する。なお、関係機関、美化清掃団体等により、その周知徹底を図るものとする。
- イ オフロード車、バイク及び自転車の歩道への乗り入れは、歩行者の安全を損なうばかりではなく、歩道施設の損傷及び周辺環境を破壊するおそれがあるため、今後とも持ち込まないよう指導を行う。
- ウ 関係自治体等と連携を図りながら、パンフレット等を作成し、自然保護や公園利用マナーの普及啓発を図るものとする。
- エ リで作成したパンフレット等は、民間事業者の協力を得て定期船等において配布するものとする。

### 3 利用者の安全対策

関係機関、公園事業執行者と協力しつつ、天候や歩道の状況等を適切に把握し、利用者に迅速に情報提供できる体制の検討を進める。  
なお、海域についても同様の検討を進める。

### 4 快適な利用の維持対策

快適な利用の維持対策については次のとおりとする。

モーターボート等による遊覧については、海洋生物に対する悪影響、地上の公園利用者や地域住民に対しての騒音、心理面その他で著しく不快の念を与える場合があるので利用の集中する海浜を避ける等マナーに配慮した利用を指導する。

## 第5 地域の美化修景に関する事項（各管理計画区共通）

今後とも、利用者へのゴミ持ち帰りの普及啓発活動や、清掃活動が適切に行われるよう関係機関、団体、民間事業者、ボランティア等の協力を得て実施する。

### 1 美化清掃

（1）関係機関が協力し、海浜のゴミも含めて、美化清掃にあたる。

### 2 修景緑化計画

（1）各種工事に当たっては、現存植生を極力保持する措置を講じ、やむを得ず支障となる表土及び植物は、仮置き仮植のうえ活用するよう指導する。

（2）修景緑化に当たっては、自然回復による緑化を助ける措置を講じたり、当地域の植生に適合したものをを用いる等、原則として在来種以外の植物の種類を用いないよう指導する。

なお、生育期間が短期間で、放置しても在来種に遷移するものについては、この限りでない。

また、修景植栽の種類については、東京都が別途作成する緑化に係る資料も参考に指導していくものとする。

## 第6 その他関連事項

### （1）自然資源の保護管理

自然資源は、自然状態における遷移や人為的な影響によっても変化するものであり、その保護管理に当たっては、その変化をとらえ、将来を予測し、その対策を検討することが必要である。そのために当面緊急を要すると思われる以下の事項並びに公園内をフィールドとする調査研究者のネットワーク作りを進め、調査結果を施設の管理、利用者指導などの適切な公園管理に反映させる方策について検討を進める。

ア、野生生物の生息・生育状況等についての情報収集等

イ、飼い犬、ネコ等いわゆるペットの放置による貴重な野生生物の捕食等に対する関係行政機関との連携

ウ、ホエールウォッチングなどの観光についてのパトロールの実施

### （2）小笠原国立公園連絡協議会の設置

東京都、小笠原村及び地元団体等からなる小笠原国立公園連絡協議会を毎年1回以上開催し、本管理計画の実現その他公園管理業務について連絡調整を行うものとする。

なお、連絡協議会は、必要に応じ開催できるものとする。

### （3）関係団体の指導育成

各種連絡協議会、自然保護や美化清掃を目的とする関係団体に対しては、積極的に交流を図り、その指導育成に留意する。

なお、小笠原国立公園に関係する代表的な各種団体を巻末に記載する。（資料参照）

### （4）テレビ等の撮影取材について

取材に先立ち、歩道外への踏み荒らし等、自然保護上支障が出ないように指導するとともに、国立公園の保護と利用について理解が深まる内容となるよう指導する。

## 小笠原ホエールウォッチング協会自主ルール

1997年1月14日改定

### 1 目的

このルールは、小笠原海域においてホエールウォッチングを行う際に、小笠原のみならず日本全体の自然資源である鯨類の自然な行動を妨げないと共に、鯨類の生息環境を守ることを目的として、小笠原ホエールウォッチング協会（以下「協会」）が自主的に制定する。

### 2 ホエールウォッチングボートとルールの拘束関係

- (1) 協会会員ボートは以下のルールを守る義務を有する。
- (2) 協会会員以外のボートには以下のルールを守るよう要望する。

### 3 ルールの適用海域

このルールは、小笠原諸島沿岸20マイル以内の海域において適用する。

### 4 ルールの適用鯨種

このルールが適用される鯨類は、ヒゲクジラ亜目及びマッコウクジラとする。

### 5 小型船（20t未満、ヨット・カヌー等の無動力船も含む）ルール

- (1) 適用海域全域について、以下のルールに則る。
  - a 海中に鯨類の鳴音及び疑似音を発しない。
  - b 上記以外であっても、鯨類の行動を錯乱させるような人工音を発しない。ただし、船舶が発する通常の動力音はこの限りではない。
- (2) 対象鯨より300m以内の水域を減速水域とし、以下のルールに則る。
  - a ホエールウォッチングボートは減速して接近する。
  - b 対象鯨の進行方向を押さえるような操船はしない。
  - c その他現在進行している行動を妨げるような操船はしない。
- (3) ヒゲクジラ亜目の鯨類については100m以内、マッコウクジラについては50m以内を進入禁止水域とし、以下のルールに則る。
  - a ホエールウォッチングボートはこの水域に入域しない。
  - b 対象鯨から接近した場合は、低速で離れるか停船状態とし、進入禁止水域から脱するまでこの行動をとる。

### 6 大型船（20t以上）ルール

上記第5項における減速水域を1000m以内、進入禁止水域を300m以内とし、ルールは第5項（1）から（3）に準ずる。

### 7 上空から接近する場合のルール

飛行機・ヘリコプター等により上空から接近する場合は、その接近角度に拘わらず、対象クジラより300m以内に接近しない。

### 8 特例規則

調査・取材等で上記ルールによらず対象鯨に接近する場合は、事前に調査計画書・取材企画書を提出し、協会の許可を受けなければならない。なお、特例許可船は所定の特例旗を掲げることとする。

### 9 その他

その他必要な事項は協会規則部会において定める。

